

千葉県立病院経営改善（目標管理制度構築・導入支援業務） 業務委託仕様書

1. 目的

県立病院は、県民の健康保持に必要な医療を提供するため、高度・特殊な専門医療及び地域における中核医療を担うなど、いずれの県立病院も千葉県保健医療計画における重要な医療拠点と位置付けられている。

県立病院では、令和6年度まで決算では11年連続の赤字決算となるとともに、原材料費や人件費の高騰による各費用の上昇などにより、県立病院の経営は極めて厳しい状況にある中、これまでのプラン以上に経営改善の取組を強化するため、「千葉県立病院経営強化プラン」を策定している。

本プランでは、早期の収支改善を図ることとしており、そのため、医療の分野に精通したコンサルティング事業者を活用して、各病院での目標管理制度の構築を行うべく、以下「2.業務内容」に掲げる業務を委託する。

2. 業務内容

【業務内容】

（1）対象病院

千葉県がんセンター、千葉県総合救急災害医療センター、千葉県こども病院、
千葉県循環器病センター、千葉県立佐原病院

（2）主な業務内容

① 目標管理制度構築・導入支援

- ・各病院における目標管理の取組状況の整理
- ・目標設定、進捗管理、達成度評価までの全体工程（業務フロー等）の作成
- ・各病院の診療科・部門別目標（指標）の考え方の整理

② 目標設定支援業務

- ・病院職員向け説明会（各病院2回程度）
（目標管理の考え方や意義等に関するレクチャー）
- ・各病院の診療科・部門が作成する令和9年度目標（指標、目標値）の評価・指導

③ 目標設定・管理の方法等のマニュアル作成

- ・病院職員が自律的に目標設定、進捗管理に取り組むための方法・手順を整理
- ・目標設定の意義、考え方、スケジュール等を記載したマニュアル作成

（3）その他必要な助言・提案

必要に応じて、目標設定の考え方等に関する助言・提案を行うこと。

（4）報告・成果物

- ・進捗状況と以降の方向性についての中間報告を行うこと。
- ・業務の達成状況について「委託業務完了報告書」を作成すること。その中に、目標設定の効果や他病院の事例等を参考として明示すること。

- ・ 業務委託期間内に実施した会議、ヒアリング調査等の議事録を作成し、発注者に都度提出すること。

3. 委託期間 契約締結時より令和9年3月31日まで

4. 成果品及び提出期限

(1) 成果品

- ①中間報告書、最終報告書、各種調査結果、会議等説明資料、議事録、対応記録等
(紙媒体及び電子媒体、各1式)

(2) 提出期限

令和9年3月31日まで

5. 受託者の責務・留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、本業務を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材を配置し、業務を実施すること。
配置職員は、業務における十分な知見を持ち合わせている3年以上の実務経験者とし、院外の対応に関しても病院職員にふさわしい接遇マナーを身に着けていること。
また、全業務を統括する責任者を置き、当該責任者はやむを得ない場合を除き、変更しないこと。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に当たり、委託者と十分な連絡を保ち、処理方針については委託者の指示に従わなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の作業において、他の事業者と調整を要する場合には、相互に協調して作業の便宜を図ること。なお、本業務に関して他の関係者と打ち合わせを行った場合は、議事録を作成すること。
- (6) 受託者は、本業務の進捗に応じて、定期的に委託者への報告を行わなければならない。また、業務に関して打ち合わせを行った場合は、議事録を作成すること。
- (7) 受託者は、打合せその他(院内ヒアリング等)について、後日確認できるよう日時、協議内容、決定事項、参加者等を記載した記録簿を備えるものとし、委託者の指示があった場合は提出しなければならない。
- (8) 受託者は、本業務の遂行に当たり、知り得た情報を、委託者の許可なく他に漏らしてはならない。
(なお、守秘義務は契約終了後も同様とする。) また、委託者から提供された当事業におけるデータは業務終了後速やかに消去すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項、本仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じたときは、受託者は遅滞なく委託者と協議して決めること。
- (10) 本業務で得た成果品等の著作権は、全て委託者に帰属する。
ただし、成果品等に受託者が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合、当該物の受託者著作権にかかる部分の権利は、なお受託者に帰属する。
- (11) 県が直接実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用は、委託料に含むものとする。
- (12) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。